

アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察

——没収の対象財産をめぐる動向を中心に——

川崎友巳

- I はじめに
- II アメリカの没収制度の概要
- III アメリカの没収制度における没収の対象財産
- IV 若干の考察
- V むすび

I はじめに

日本の現行刑法は、没収を「付加刑」として位置づけ（9条）、その対象として、犯罪の組成物件、供用物件、生成物件、取得物件、報酬物件、対価物件を規定している（19条1項）。また、昭和16年の改正によって、それらの対象物が、情を知って取得した第三者に属する場合についても、没収を可能とし、没収ができないときに、その価額を追徴できる旨の規定が追加されている。さらに、1991年に制定された「麻薬特例法」（平成3年法律94号）や1999年に制定された「組織的犯罪処罰法」（平成11年法律136号）の制定を契機に、とりわけ「犯罪者に不当な利益を残さない」という観点から制度の強化が図られてきた。しかし、それにもかかわらず、現行の没収制度に対しては、残された問題点が指摘されてきた¹⁾。

1) 没収・追徴に関する文献は、必ずしも多くないが、そうした中で、今日でも有意義な古典的な文献として、植松正「没収」『刑事法講座3巻』（有斐閣、1962）615-628頁、伊達秋雄「没収」『刑法講座第1巻』（有斐閣、1963）205-221頁参照。また、刑法改正草案の没収制度改正案をふまえた示唆に富む文献として、平野龍一「没収」『刑法改正の研究1』（有斐閣、1972）297-305頁、さらに、近時のものとして、樋口亮介「没収・追徴」法学教室402号（2014）124-136

たとえば、刑罰としての性質上、対象となる財産を没収するには、前提となる犯罪について有罪判決が必要となる。このため、犯罪者を特定できない場合はもちろん、被告人が責任能力を欠くとして無罪となった場合や、有罪を言い渡されたが、起訴にあたって多数の同種事件から訴因に示される行為が絞られ、その結果として、有罪判決の中で認定された事実に含まれなかった場合には、対象財産の没収・追徴は認められない²⁾。また、麻薬特例法や組織的犯罪処罰法に規定された場合を除くと、没収の対象は、有体物に限定され、預金債権などの無体物は含まれない³⁾。これらの点は、追徴でも補いきれない刑罰としての没収の限界といえよう。さらに、付加刑ゆえに、独立して言い渡すことができない点についても、没収・追徴の強化が図られた今では、むしろ足かせになっている感もある。他方、1990年代以降の没収の強化に対して、没収の対象財産の範囲がきわめて広く、無限定に近い点⁴⁾、対象犯罪が過度に拡大している点、有罪判決前に下される保全命令が、無罪の推定の原則に反し、対象者に取り返しのつかない打撃を与える点への批判も加えられている⁵⁾。言うまでもなく、没収・追徴制度には、罰金刑を含む他の制度では代替がきかない役割が備わっており、その役割を適正に果たすためには、一度、没収（および追徴）制度をその本質から見直す時期が到来しているように思われる。

その際に、1つのポイントとなるのが、没収対象の性質や範囲である。前述したように、日本の現行制度では、6種類の物件が、没収の対象と定められ、次第に、その範囲の拡張が図られてきたが、「犯罪者に不当な利益を残さない」との認識に立てば、なお捕足し切れていない部分が存在している。また、没収の対象をどのように定めるかは、没収の意義や目的とも密接に関

頁も参照。

- 2) 大塚仁・福田平編『刑法総論Ⅱ』（有斐閣、1982）75-76頁〔川崎一夫〕、大塚仁編『新刑事政策』（青林書院、1995）277-278頁〔丸山治〕。
- 3) 大谷實『刑事政策講義』（弘文堂、新版、2009）152頁。
- 4) 村井敏邦「暴力団・麻薬立法の問題」法律時報63巻7号（1991）2-5頁。
- 5) 浅田和茂「『組織的犯罪』対策立法の動向」犯罪と刑罰13号（1998）14-15頁、同『刑法総論』（成文堂、補正版、2007）507頁。

連しているため、没収制度を本質から見直すにあたって、こうした点に着目する意義は小さくないものと言えよう。

本稿では、こうした問題意識から、没収対象の性質や範囲に関する検討を加える作業の一環として、アメリカ合衆国の没収制度の対象財産について比較法的考察を加えることにしたい⁶⁾。日本と同様、アメリカ合衆国の没収制度も、主に薬物犯罪や組織犯罪対策として整備されてきたが、今日では、そうした犯罪にとどまらず、ホワイトカラー犯罪・経済犯罪やわいせつ物関連犯罪、さらには、各種詐欺罪に対しても、頻繁に用いられている。しかも、そこで用いられている没収制度は、刑罰としてのそれだけでなく、司法手続を経ずに行政機関によって運用されるもの（行政没収）や民事手続を経て裁判所によって言い渡されるもの（民事没収）など複数の性質のものが含まれている。そして、そうした複数の没収制度の中で、異なる性質を有するさまざまな財産が、その対象として、法令上も規定されているのである。こうした日本とは異なる没収制度を考察することによって、とりわけ、日本の没収制度を見直す際にポイントとなる没収対象の性質や範囲に着目することによって、既成概念にとらわれない新たな視点から、今後、日本の没収制度のあり方を見直す際のヒントを見出すことができるものと思われる。

そこで、本稿では、まず、アメリカ合衆国の現行の没収制度の枠組とその特徴を概略する。次に、そうした現行の没収制度の中で、多くの議論を呼び、また実際に修正を重ねてきた没収の対象となる財産の範囲に焦点を当てて検

6) アメリカ合衆国の没収制度に関する邦語文献として、B・J・ジョージ Jr. (鈴木義男訳)「アメリカの没収制度」法律時報35巻13号(1963)78-85頁、原田明夫「犯罪により生じた利益と没収(その1)・(その2)」判例タイムズ549号(1985)50-55頁、556号(1985)46-52頁、江原伸一「アメリカにおける不法財産没収の概略—薬物犯罪を中心に」警察学論集41巻11号(1988)70-88頁、同「RICO法による経時的財産没収制度の概要」警察学論集42巻7号(1989)41-59頁、Terrance G. Reed (佐伯仁志訳)「アメリカにおけるRICO法、マネー・ロンダリング法、没収法」ジュリスト970号(1990)52-58頁、芝原邦爾「アメリカ合衆国の没収制度」法律時報63巻2号(1991)74-78頁、堤和通「刑事没収(criminal forfeiture)の必要性」法学新報97巻7・8号(1991)209-233頁、佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」町野朔・林幹人編『現代社会における没収追徴』(信山社、1996)286-315頁、岡上雅美「アメリカ合衆国における『犯罪』に対する非刑事的制裁と被告人の憲法上の諸権利」法政理論31巻3号(1998)193-229頁がある。

討を加える。そして、これらの考察をふまえて、アメリカの没収制度から、いかなる示唆を得ることができるのか、若干の考察を加えたい。

II アメリカの没収制度の概要

今日、アメリカ合衆国における没収制度は、麻薬の売人からテロリスト、金銭的利益のために弱者を捕食するホワイトカラー犯罪者まで、あらゆる種類の犯罪者や犯罪組織に対して法執行機関が採用できる最も強力な重要なツールの1つになっている。その具体的な内容は、行政没収、民事没収および刑事没収に整理でき、連邦と州の2つのレベルのそれぞれで、それら三種類の没収制度が並行して用いられている。

1 行政没収

(1) 行政没収の意義 行政没収は、司法手続を経ずに財産を没収することを前提とした制度である。そこでは、一定の犯罪について、法執行機関または検察から、潜在的な権利主張者に、①財産が相当の理由に基づいて差し押さえられたこと、②その財産が没収の対象となることが告知され、権利主張者から異議が申し立てられなかった場合に、財産の没収が宣言される。対象とされる犯罪は、薬物犯罪や規制物質関連犯罪などが中心であるが、後述するように、今日では、連邦レベルを中心にかなり多様な犯罪に対して、行政没収が認められている。このような司法手続を介さない没収が認められる理由は、司法的な没収よりも迅速かつ安価であり、争われていない事案に関する司法の時間とリソースを節約することに求められる⁷⁾。

(2) 連邦の行政没収 量的には、アメリカ合衆国で適用されている没収

7) See In re Application for Warrant to Seize One 1988 Chevrolet Monte Carlo, 861 F.2d 307, 31 O (1st Cir. 1988); United States v. \$57,960.00 in U.S. Currency, 58 F. Supp. 2d 660, 664-65 (D.S.C. 1999); United States v. Ninety-Three (93) Firearms, 330 F.3d 414, 422 (6th Cir. 2003); People v. Angeloni, 40 Cal. App. 4th 1267, 1271 (1995); Malladi Drugs and Pharmaceuticals, Ltd. v. Tandy, 552 F.3d 885, 889-90 (D.C. Cir. 2009).

の大半を占めてきた行政没収であるが、2000年を迎えるまで、連邦レベルでの法的根拠は関税関連法とこれを薬物犯罪にも適用することを定めた行政規則しかなかった⁸⁾。1990年代に没収制度に対する批判が高まる中で、行政没収についても、手続的な適正性の欠如などの批判が高まり、何らかの手立てを講じる必要が生じた連邦議会は、最終的に、対象犯罪をかつてのように、ごく限られたものに限定し直すのではなく、適正手続確保の観点から、行政没収手続の整備を図る道を選択した。具体的には、2000年民事資産没収改革法（Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000）において、差押機関は一定期間内に没収手続を開始し、全ての潜在的な権利主張者に、適正な方法で告知を行い、権利主張の訴えを行うための十分な時間を保証し、その後、権利主張の訴えがなされた場合には、すみやかに、司法的（民事または刑事）没収訴訟を開始するために検察官に事案を引き継ぐか、財産を返還するかしなければならぬ旨が規定された。

(3) 州レベルの行政没収 行政没収は、州レベルでも、アラスカ州、カリフォルニア州、ジョージア州など18州とワシントン特別区で採用されている⁹⁾。また、潜在的な権利主張者から異議が唱えられない場合に、裁判所による没収命令が下される点を除いて、行政没収と同じ仕組みの「不爭没収（uncontested forfeiture）」を採用する州も、アリゾナ州など4州¹⁰⁾、薬物犯罪や規制物質関連犯罪について、そもそも潜在的な権利主張者からの異議を想定せず、司法手続に依らない没収を認める略式没収を認める州も2州あ

8) 芝原・前掲注6) 75頁。

9) Ak. Stat. § 17.30.116 (2019); Cal. Health & Safety Code § 11488.4 (j) (2019); Del. Code Ann. Title 16 § 4784 (b) & § 4791 (c) (2019); D.C. Code § 48-905.02 (d) (3) (2019); Ga. Code Ann. § 16-13-49 (n) (2019); Hawaii Rev. Stat. § 712A-10 (2019); 725 ILCS 150/6 (2019); Iowa Code Ann. § 809A.8 (2019); Mich. Comp. Laws §§ 333.7523; 600.4707 (2019); Minn. Stat. Ann. § 609.5314 (2019); Miss. Code Ann. § 41-29-176 (2019); N.H. Rev. Stat. Ann. Title § 318-B:17-d (2019); R.I. Gen. Laws § 21-28-5.04.2 (h) (2019); Tenn. Code Ann. § 53-11-201 (2019); Wash. Rev. Code Ann. § 69.50.505 (3) (2019).

10) Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-4309 (2019); Kan. Sta. Ann. § 60-4109 (2019); La. Rev. Stat. Ann. § 40:2608 (2019); Ore. Rev. Stat. Ann. § 131A.200 (2019).

る¹¹⁾。

連邦レベルと州レベルの行政没収の主な違いは、連邦の行政没収は、連邦法執行機関によって開始されるのに対して、州のそれは、ほとんどの場合、その執行に州検察官が関与している点にある。さらに、ミシシッピ州が2万ドル以下¹²⁾、ミシガン州が10万ドル以下¹³⁾、ワシントン特別区が25万ドル以下¹⁴⁾といったように、州法では、行政没収の適用が可能な財産の価値に上限が設けられることも少なくない。これらの州の法定上限は、連邦法が、最大50万ドルの価値の行政没収を認めたり¹⁵⁾、規制物質関連犯罪または金融犯罪に使用される輸送手段の無制限の行政没収を認めたりしている¹⁶⁾のと比較すると、はるかに低い。他方、州の制度も連邦の制度も、不動産の行政没収を認めていない点では共通している¹⁷⁾。

2 民事没収

民事没収とは、司法手続による没収制度のうち、民事手続を用いたものを言う。そこでは、没収の前提条件として、関連する犯罪についての有罪判決は必須ではないし、裁判所の没収判決（宣言）に要求される立証の程度も、「合理的な疑いを超える」ことを要求される刑事手続の犯罪事実の立証に比べれば、概して低いことになる。アメリカ合衆国において、建国当初から長く用いられてきた司法手続による没収は、この民事没収である。

連邦レベルでは、民事没収として対物訴訟の形式だけが採用されているため、「民事没収＝対物没収」と理解されがちであるが、州レベルには、少数ながら、対人訴訟の形式を採用した民事没収も存在している。

(1) 対物没収 対物没収は、財産そのものを被告とした民事訴訟である。

11) See N.C. Gen. Stat. § 90-112 (e) (2019); Ark. Code Ann. § 5-64-505 (b) (2019).

12) Miss. Code Ann. § 41-29-176 (2019).

13) Mich. Comp. Laws § 600.4707 (2019).

14) D.C. Code Ann. § 48-905.02 (d) (3) (C) (2019).

15) See 19 U.S.C. § 1607 (a) (1) (2019).

16) See 19 U.S.C. § 1607 (a) (2)-(4) (2019).

17) See 18 U.S.C. § 985 (a) (2019); Hawaii Rev. Stat. § 712A-10 (2019).

したがって、財産の所有者が国外にいたり、不明であったりすることは、訴訟にとって妨げとならない。民事没収訴訟では、政府は財産そのものに対して別個の対物民事訴訟を提起し、証拠の優越によって、財産が犯罪によってもたらされた、または犯罪を実行するために使用されたことなどの没収の要件を立証する。民事没収は刑事裁判での有罪判決に依存しないため¹⁸⁾、没収手続は起訴前と起訴後にかかわらず、さらには起訴がまったくない場合にも開始される可能性がある。被告が元となった刑事訴訟で無罪となったとしても、政府は、立証の責任を果たすのに十分な証拠があれば、民事没収については訴訟を進めることができる¹⁹⁾。また、相当の理由を立証するために、伝聞証拠を使用することも認められる²⁰⁾。

民事没収訴訟が直接財産に対して提起されるため、「判例名」は、対人訴訟で明記される被告人の名前の代わりに、「合衆国対93挺の銃器²¹⁾」、「合衆国対1992年型フォードマスタング GT1台²²⁾」、「合衆国対合衆国基金にある55万7,933.89ドル前後²³⁾」のように、対象財産が明示される。かつては、こうした変則的な形態の訴訟に対する説明として、「財物そのものを、犯罪で有罪と把握する法的なフィクションに基づく」といった説明がなされていたが、今日では、「単に、手続的な利便性による」と解されている²⁴⁾。

民事物的没収を定めた規定の具体例としては、連邦レベルの合衆国法典第18編第981条や第21編第881条をあげることができる。前者は、多様な犯罪を対象にした民事没収の根拠規定であり、後者は、薬物犯罪・規制物質関連犯罪に対する民事没収の根拠規定である。他方、州レベルでも、没収を刑事没収に一元化したノースカロライナ州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州の3州

18) See *The Palmyra*, 25 U.S. 1, 15 (1827).

19) See *United States v. One Assortment of 89 Firearms*, 465 U.S. 354, 366 (1984); *One Lot of Emerald Cut Stones v. United States*, 409 U.S. 232, 234-35 (1972).

20) See *United States v. Real Property at 4492 S. Livonia Road*, 889 F.2d 1258, 1267 (2d Cir. 1989).

21) *One Assortment of 89 Firearms*, 465 U.S. 366.

22) *United States v. One 1992 Ford Mustang GT*, 73 F. Supp. 2d 1131 (C.D. Cal. 1999).

23) *United States v. \$557,933.89, More or Less, in U.S. Funds*, 287 F.3d 66 (2d Cir. 2002).

24) STEFAN D. CASSELLA, *ASSET FORFEITURE LAW IN THE UNITED STATES*, § 1-4 at 15-16 (2d. ed. 2013).

を除くすべての州とワシントン特別区で民事対物没収が採用されている²⁵⁾。

(2) **民事対人没収** 民事対人没収は、没収の根拠となる行為によって取得または保持された財産について、その行為を実行した者等に対して提起される民事訴訟によって裁判所の判決を受けて行われる没収である。民事対人没収は、訴訟が人に対して提起される点で、刑事没収と共通している。他方、そこでは、被告人の刑事責任が問われるわけではなく、したがって、没収の前提として有罪判決を必要としない点で、刑事没収とは異なる（第三者が保有する財産権は、付随的聴聞会で解決されるか、または別途訴訟が提起される²⁶⁾）。刑事没収と民事対人没収のもう1つの共通点が、没収された財産が見つからない場合、または裁判所の管轄外にある場合に、金銭判決や代替資

25) Ala. Code § 20-2-93 (2019); Ak. Stat. § 17.30.112 (2019); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-4311 (2019); Ark. Code Ann. § 5-64-505 (2019); Cal. Health and Safety Code §§ 11469 *et seq.* to 11495 (2019); Colo. Rev. Stat. §§ 16-13-301 to 16-13-702 (2019); Conn. Gen. Stat. Ann. § 54-36h (2019); Del. Code Ann. Title 16 §§ 4784 to 4791 (2019); D.C. Code Ann. § 48-905.02 (2019); Fla. Stat. Ann. §§ 932.701 to 932.707 (2019); Ga. Code Ann. § 16-13-49 (o) (2019); Haw. Rev. Stat. § 712A-12 Idaho Code §§ 37-2744 to 37-2751 (2019); 720 ILCS 550/12; 725 ILCS 150/1-14; 725 ILCS 175/1-9 (2019); Ind. Code Ann. §§ 34-24-1-1 to 34-24-1-9 (2019); Iowa Code Ann. § 809A.13 (2019); Kan. Stat. Ann. § 60-4113 (2019); Ky. Rev. Stat. Ann. § 218A.405 to 460 (2019); La. Rev. Stat. Ann. §§ 40:2611 to 40:2612 (2019); Me. Rev. Stat. Ann. Title 15, ch. 517 §§ 5821 to 5825 (2019); Md. Ann. Code Crim. Proc. §§ 12-101 to 12-505 (2019); Mass. Ann. Laws ch. 94C § 47 (2019); Mich. Comp. Laws §§ 333.7521 to 333.7525; §§ 600.4701 to 600.4709 (2019); Minn. Stat. Ann. § 609.531 (6a) (2019); Miss. Code Ann. §§ 41-29-153 to 41-29-185 (2019); Mo. Ann. Stat. § 513.607 (2019); Mont. Code Ann. §§ 44-12-101 to 44-12-206 (2019); Nev. Rev. Stat. §§ 179.1156 to 179.121; § 453.301 (2019); N.H. Rev. Stat. Ann. §§ 318-B: 17-b to 318-B: 17-f (2019); N.J. Stat. Ann. §§ 2C: 64-1 to 2C:64-9 (2019); N.M. Code Ann. §§ 30-31-34 to 30-31-37 (2019); N.D. Cent. Code §§ 19-03.1-36.1 to 19-03.1-38 (2019); Ohio Rev. Code Ann. §§ 2981.01 to 2981.14 (2019); Okla. Stat. Ann. §§ 63-2-503 to 63-2-508 (2019); Ore. Rev. Stat. §§ 131 A.005 to 131 A.360 (2019); Pa. Consol. Stat. Ann. Title 42 §§ 5801 to 5808 (2019); R.I. Gen. Laws § 21-28-5.04.2 (2019); S.C. Code Ann. §§ 44-53-520 to 44-53-590 (2019); S.D. Codified Laws Ann. §§ 34-20B-70 to 34-20B-92 (2019); Tenn. Code § 39-11-708 (a); § 53-11-201 to 203; §§ 53-11-451 to 452; §§ 40-33-101 to 215; Tex. Code of Crim. Proc. §§ 59.01 to 59.11 (2019); Utah Code Ann § 24-4-104 (2019); Vt. Stat. Ann. Title 18 §§ 4241 to 4248 (2019); Va. Code Ann. §§ 19.2-368.1 to 19.2-386.34 (2019); Wash. Rev. Code Ann. §§ 69.50.505 to 69.50.520 (2019); W. Va. Code § 60A-7-701 to 707 (2019); Wis. Stat. Ann. § 961.555 (1) (2019); Wyo. Stat. § 35-7-1049 to 1053 (2019).

26) See The White House President's Commission on Model State Drug Laws, Economic Remedies, Commission Forfeiture Reform Act (CFRA), December 1993, p. A-56 to A-58.

産の没収を規定することである²⁷⁾。

現在、民事対人没収は、連邦レベルでは見当たらないが、州レベルでは、ニューヨーク州を始めとした複数の州で採用されている²⁸⁾。

3 刑事没収

刑事没収は、被告人の起訴によって始まる対人訴訟において量刑の一部として命じられる²⁹⁾。そこで没収されるのは実際の財産そのものに限られず、財産に対する被告人の利益にまで及ぶ³⁰⁾。一般的に、没収の申立ては、起訴状または略式起訴状の中に含まれているが、裁判所に別途提出された請求によって開始されることもある。アメリカ合衆国では、1970年代になって導入された制度であるが、今日、連邦レベルでは、民事没収の対象犯罪については、すべて刑事没収も可能とされ、司法省も、2000年民事資産没収改革法に示された議会の意思をふまえて、刑事没収を優先的に適用する方針を示していることから、その存在意義が高まりつつある。また、こうした連邦の流れを受けて、州レベルでも、徐々にその導入が進められている³¹⁾。

27) DEE R. EDGEWARTH, ASSET FORFEITURE: PRACTICE AND PROCEDURE IN STATE AND FEDERAL COURTS, 8 (3rd ed., 2014).

28) *E.g.* Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-4312 (2019); Ark. Code Ann. § 5-64-505 (j) (2019); Ga. Code Ann. § 16-13-49 (p) (2019); Haw. Rev. Stat. § 712A-13 (2019); Iowa Code Ann. § 809A.14 (2019); Kan. Stat. Ann. § 60-4114 (2019); La. Rev. Stat. Ann. § 40:2613 (2019); Mo. Ann. Stat. § 513.607 5 (2019); N.Y. Civil Practice Law §§ 1310 to 1352 (2019); Wis. Stat. Ann. § 961.555 (1) (2019).

29) *United States v. Lazarenko*, 476 F.3d 642, 647 (9th Cir. 2007).

30) *See United States v. Gilbert*, 244 F.3d 888, 919-20 (11th Cir. 2001).

31) Ak. Stat. § 17.30.112 (2019); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-4312 (2019); Cal. Penal Code § 186.2 *et seq.* (2019); Colo. Rev. Stat. § 18-17-102 to 18-17-109 (2019); Fla. Stat. Ann. § 895.05 (2019); Ga. Code Ann. § 16-13-49 (j) (2019); Haw. Rev. Stat. § 712A-13 (2019); Idaho Code §§ 37-2801 to 37-2815 (2019); Ky. Rev. Stat. Ann. § 500.090 (2019); Me. Rev. Stat. Ann. Title 15 ch. 57 § 5826 (2019); Md. Code Crim. Proc. § 13-101 to 13-408 (2019); Minn. Stat. Ann. §§ 609.905 to 609.908 (2019); Mont. Code Ann. § 45-9-206 (2019); Neb. Rev. Stat. § 28-431 (2019); Nev. Rev. Stat. §§ 207.420 to 207.450; 207.490 (2019); N.Y. Penal Code Law §§ 480.00 to 480.35 (2019); N.C. Gen. Stat. §§ 90-112 to 90-113.2 (2019); Ohio Rev. Code Ann. §§ 2941.1417 (2019); Or. Rev. Stat. § 131.550 to 131.602 (2019); R.I. Gen. Laws § 21-28.5.04.1 (2019); Tenn. Code Ann. § 39-11-708 (d) (2019); Tex. Code of Crim. Proc. § 18.18 (2019); Utah Code Ann. § 24-4-105 (2019); Va. Code Ann. § 19.2-368.19 to 19.2-368.22 (2019); Wis. Stat. Ann. § 973.075 (2019).

刑事没収では、被告人が、関連する犯罪について有罪判決を言い渡されることが必要とされる³²⁾。したがって、前提となる有罪判決が覆された場合、または被告人が判決前に死亡した場合、刑事没収はあり得ない³³⁾。

前述したように、連邦法の下では、刑事没収は量刑の一部と見なされていることから、その要件の充足は、証拠の優越によって証明されれば足りる³⁴⁾ (ただし、犯罪事実の立証には合理的疑いを超えた証明が要求されることは言うまでもない)。州レベルでも、証拠の優勢による没収を認めているものが多いが³⁵⁾、一部には、合理的な疑いを超えた証明を求める州もある³⁶⁾。

刑事没収は、被告人に対する金銭判決として、特定の資産に対する被告人の権益について、または被告人の代替資産について提起される可能性がある³⁷⁾。つまり、没収の対象となる財産が見つからない場合や裁判所の管轄外にある場合には、没収されるはずだった財産と同等の価値の、被告人が所有する他の財産を没収するよう命じることができるのである³⁸⁾。さらに、刑事没収の判決の対象となるすべての被告人は、没収について連帯責任を負う³⁹⁾。

Ⅲ アメリカの没収制度における没収の対象財産

連邦レベルと州レベルに共通したアメリカ合衆国の没収制度の特徴とし

32) See *United States v. Aramon*, 88 F.3d 1369, 1387 n. 11 (4th Cir. 1996).

33) *United States v. Cherry*, 330 F.3d 658, 670 (4th Cir. 2003); *United States v. Lay*, 456 F. Supp. 2d 869, 875 (S.D. Tex. 2006); *United States v. Warshak*, 631 F.3d 266, 333 (6th Cir. 2010).

34) See *Libretti v. United States*, 516 U.S. 29, 36 (1995); *United States v. Dieter*, 198 F.3d 1284, 1289 (11th Cir. 1999); *United States v. Garcia-Guizar*, 160 F.3d 511, 517-18 (9th Cir. 1998); *United States v. Ferrario-Pozzi*, 368 F.3d 5, 8 (1st Cir. 2004).

35) See *Tenn. Code Ann. § 39-11-708 (d)* (2019).

36) See *Cal. Penal Code § 186.5 (d)* (2019).

37) See *United States v. Candelaria-Silva*, 166 F.3d 19, 42 (1st Cir. 1999); *Fed. R. Crim. P. 32.2(b) (2) (A)* (2019).

38) See 18 U.S.C. § 1963 (m). (2019).

39) See *United States v. Simmons*, 154 F.3d 765, 769 (8th Cir. 1998); *United States v. Corrado*, 227 F.3d 543, 553 (6th Cir. 2000); *United States v. Faulk*, 340 F. Supp. 2d 1312, 1313 (M.D. Ala. 2004);

て、複数の根拠に基づき、禁制品、収益、手段財産、促進財産、代替財産の5種類の財産が没収の対象とされている点を指摘することができる。こうした特徴が、アメリカ合衆国の没収制度が、強い効果を発揮する要因の1つに数えられる。

5種類の財産のうち、いずれを没収するのかは、没収の種類ごとに、あるいは没収の対象となる犯罪の種類ごとに定められている。また、民事や刑事訴訟において、事案ごとの個別具体的な財産が、没収の対象に含まれるか否かが争われることも少なくなく、そうした争いを経て、判例上のボーダーも、次第に明確化しつつある。以下では、そうした判例もふまえながら、没収の対象とされている5種類の財産のそれぞれについて、その意義や範囲を確認していきたい。

1 禁制品

禁制品とは、立法者が正当な目的がないと判断したために、存在することが、あるいは、所有することが違法となる財産である。したがって、何人も禁制品の正当な所有権を有することはできず、財産の権益は法の適用によって消滅し⁴⁰⁾、禁制品の没収について、善意の所有者に対する没収の免除（財産の返還）はあり得ないと解されている⁴¹⁾。こうした禁制品の具体例としては、違法な麻薬⁴²⁾や偽造通貨⁴³⁾をあげることができる。

2 収 益

今日のアメリカ合衆国における没収制度において、対象財産の中心をなすのが「収益 (proceeds)」である。

United States v. Roberts, 660 F.3d 149, 165 (2d Cir. 2011).

40) See Cooper v. City of Greenwood, 904 F.2d 302, 304-05 (5th Cir. 1990); Helton v. Hunt, 330 F.3d 242, 247 (4th Cir. 2003); State v. Garcia, 108 Conn. App. 533; 949 A.2d 499, 51.2; (Conn. App. 2008).

41) United States v. 144,774 Pounds of Blue King Crab, 410 F.3d 1131, 1136 (9th Cir. 2005).

42) State v. One Hundred Seventy-Five Thousand Eight Hundred Dollars U.S. Currency, 942 P.2d 343, 349 (Utah 1997).

43) See 49 U.S.C. § 80302 (a) (3) (2020).

(1) 収益の没収の目的 収益の没収は、犯罪の直接または間接的な収益を取り上げることによって、犯罪による不当な利得を、犯罪者の手元に残さないことを目的として行われる。その目的に、民事没収の場合と刑事没収の場合の違いはない⁴⁴⁾。

(2) 収益の定義 ここでいう「収益」には、犯罪の結果として直接的または間接的に取得された財産、およびそれに遡及可能な財産が含まれる⁴⁵⁾。したがって、元の違法取引に起因するすべての利息、配当、収入、または価値の上昇を含めた財産が入ることになる⁴⁶⁾。他方、収益を特定の犯罪行為と結びつける必要はない⁴⁷⁾。一般的には、財産と何らかの犯罪との関連性を証明するだけで没収には十分と解されている⁴⁸⁾。財産が、何度形を変えても、遡及可能な限りは、没収の対象であることに変わりはない⁴⁹⁾。ここでいう遡及可能な収益には、1つ以上の「適法な取引に介在した、またはその他の形式に変えられた」違法な資金と間接的に交換された資産が含まれる⁵⁰⁾。

後述するように、民事没収の一般規定である合衆国法典第18編第981条(a)(2)は、「収益」の意義について、それ自体が違法な商品の販売やサービスの提供の場合と、適法な商品やサービスを違法な手段で販売・提供した場合に分け、後者についてのみ、販売にかかった直接経費を差し引くことを認めている(第981条(a)(2)(A)および(B))。また、ローンやクレジットに関する詐欺の場合に、被害者への弁済に当てられる範囲で、収益から差し引くことも認めている(第981条(a)(2)(C))。判例上、これらの規定のうち、前二者については、刑事没収でも採用されているが、ローンやクレジット詐欺に関する収益の範

44) CASSELLA, *supra* note 24, at § 25-2, 895.

45) *United States v. Torres*, 703 F.3d 194, 199 (2d Cir. 2012).

46) *See United States v. One 1980 Rolls Royce*, 905 F.2d 89, 91 (5th Cir. 1990).

47) *United States v. \$11,500 in U.S. Currency*, 2010 WL 3034442, *2 (D. Or. 2010).

48) *See United States v. Four Million Two Hundred Fifty-Five Thousand*, 762 F.2d 895, 903 (11th Cir. 1985).

49) *See United States v. \$3,000 U.S. Currency*, 640 F. Supp. 898, 900 (D. Md. 1986); *United States v. Swanson*, 394 F.3d 520, 529 n. 4 (7th Cir. 2005).

50) *See United States v. Banco Cafetero Panama*, 797 F.2d 1154, 1158 (2d Cir. 1986).

囲の限定は、刑事没収では採用されていない⁵¹⁾。

(3) 総収入と純利益 このように収益の範囲を画する上で、判例上、長らく議論されてきた「総収入」なのか⁵²⁾、「純利益」なのか⁵³⁾の問題は、2000年資産没収改正法による合衆国法典第18編第981条の改正によって、同条(a)(2)(A)に、「違法商品、違法なサービス、不法活動、通信販売および医療詐欺行為に関連する事案においては、『収益』という文言は、没収の元となる犯罪の実行の結果として、直接または間接に獲得された、あらゆる種類の財産、および、それらに起因するあらゆる財産を意味する」と規定される一方で、(a)(2)(B)に、「不法な方法で販売または提供された合法的な商品または合法的なサービスに関連する事案においては、『収益』という文言は、結果的に、

51) United States v. Contorinis, 692 F.3d 136 (2nd Cir. 2012); (証券詐欺の刑事没収に第981条(a)(2)(B)を適用); United States v. Mahaffy, 693 F.3 113 (2nd Cir. 2012) (証券詐欺の刑事没収に第981条(a)(2)(B)を適用); and United States v. Uddin, 551 F.3d 176, 181 (2d Cir. 2009) (困窮者用の食品割引切符に関する詐欺の刑事没収に第981条(a)(2)(A)を適用); United States v. Boulware, 384 F.3d 794, 813 (9th Cir. 2004) 不正に取得したローンの返済に、第981条(a)(2)(C)を不適用。

52) See *Simmons*, 154 F.3d 770 (判例を検討し、「より良い見方は、収益を違法行為の総収入として定義しているというものであり」、没収は、犯罪から見返りを受け取った者だけでなく、違法行為から収入を得たすべての者を罰することを目的としていると判示); United States v. McHan, 101 F.3d 1027, 1041-42 (4th Cir. 1998) (薬物犯罪では総収入が没収されると判示); United States v. Keeling, 235 F.3d 533, 537 (10th Cir. 2000) (同旨); United States v. Hurley, 63 F.3d 1, 22 (1st Cir. 1995) (RICO 法違反・マネーロンダリングについて同旨); United States v. Heilman, 377 Fed. Appx. 157, 211 (3d Cir. 2010) (政府は、薬物犯罪に関する事案では、総収入を受け取る権利があると判示); United States v. Levesque, 2008 WL 53876 (D. Me. 2008) (薬物の運び屋について、輸送費を差し引くことにより、犯罪の収益の没収に対する責任を軽減することは認められないと判示)。

53) United States v. Masters, 924 F.2d 1362, 1369-70 (7th Cir. 1991) (RICO 法違反の没収は純利益に限定されると判示); United States v. Jarrett, 133 F.3d 519, 530-31 (7th Cir. 1998) (被告人が、クレジットをヘロインの費用として算入することを支持); United States v. Genova, 333 F.3d 750, 761 (7th Cir. 2003) (第7巡回区の判例法の下では、汚職公務員にキックバックを支払う者は、没収からキックバックの金額と自らのオフィスの諸経費を差し引く権利があると判示); United States v. Morrison, 656 F. Supp. 2d 338, 349-350 (E.D.N.Y. 2009) (第2巡回区では、RICO 法違反の被告は、後で CCTA に違反して販売した紙巻たばこを取得する費用の控除を受ける権利があるが、被告はそれらの費用が何であったかについて立証責任を負うと判示); United States v. Marcello, 2009 WL 931039, *1 (N.D. Ill. Apr. 6, 2009) (RICO 法の下で有罪判決を受けたギャンブラーは、ギャンブルマシンの費用やバーの所有者への支払いを含む「諸経費」について計上する権利があると判示)。

没収につながった違法取引によって獲得された金銭の総額から、商品またはサービスを提供する際に発生した直接費用を減じたものを意味する」と規定された後は、事案の性質によって使い分けることが、規定上も明らかとなったように思われる⁵⁴⁾。ところが、この問題は、今なお決着を見ていない。その最大の原因は、どのような場合に、合衆国法典第18編第981条(a)(2)(A)に基づき「総収入」が没収され、どのような場合に、同条(a)(2)(B)に基づき諸経費を差し引かれた「純利益」だけが没収されるのかが、不明確なことにある。多くの裁判所は、ほとんどすべての事案において、第981条(a)(2)(A)が適用され、「総収入」が没収されると解してきた⁵⁵⁾。しかし、一部の巡回区連邦控訴裁判所は、インサイダー取引の事案について、証券取引そのものは適法な行為であるから、インサイダー取引は、違法な方法で行われた適法な行為であり、第981条(a)(2)(B)が適用され、「純利益」が没収されると判断した⁵⁶⁾。

(4) 「がなければ」テスト 判例は、どこまでが、没収の対象としての

54) See *United States v. Ali*, 619 F.3d 713, 721 (7th Cir. 2010) (食品割引切符 (food stamp) 詐欺の場合、被告である店主は、食品割引切符を現金に交換した受益者に支払った金額のクレジットなしで、犯罪の総収入 (USDA から受け取った金額) を没収されなければならないと判示); *United States v. Venturella*, 585 F.3d 1013, 1017 (7th Cir. 2009) (詐欺の事案においては、第981条(a)(2)が適用され、総収入が没収されると判示); *United States v. Real Prop.* at 7401-7403 S. Racine Ave., 2010 WL 1286885, *8 (N.D. Ill. Mar. 30, 2010) (同旨)。

55) See *United States v. All Funds on Deposit in United Bank of Switzerland (Sawana Exchange Company)*, 188 F. Supp. 2d 407, 409 (S.D.N.Y. 2002); *United States v. Yass*, 2009 WL 2043494, *5 (D. Kan. July 14, 2009)。また、合衆国法典第18編第981条(a)(2)(B)は、安物の不良品を高額で販売しても、使えることを前提に、販売額から不良品の原価を差し引くべきと解しているが、実際には、不良品は、使えないので、支払額が損害額であり、没収すべき額であるとして、その適用を、正義にかなう狭い範囲に限定すべきと説くものとして、*CASSELA, supra* note 24, at § 25-4, 918。

56) *United States v. Nacchio*, 573 F.3d 1062, 1088-89 (10th Cir. 2009) (第981条(a)(2)(A)が「特定の違法行為」として定義されたすべての犯罪に適用される場合、第981条(a)(2)(B)は不要となる。インサイダー情報に伴う証券の販売は、違法な方法で行われた名目上の適法行為であるため、インサイダー取引で有罪判決を受けた幹部は、「純利益」のみを没収する必要があると判示)。 *Contorinis*, 692 F.3d 136; *Mahaffy*, 693 F.3d 113. See *United States v. Kalish*, 2009 WL 130215, *8 (S.D.N.Y. Jan. 13, 2009) (元となる犯罪が「特定の違法行為」である場合は、常に第981条(a)(2)(A)が適用されるという主張を否定), *motion for reconsideration denied*, 2009 WL 1437798 (S.D.N.Y. May 21, 2009)。

収益に当たるかを、「犯罪がなければ、不正行為者が、取得または保持し得なかったであろう動産または不動産で、有形または無形のあらゆる財産」と言えるか否かという「がなければ (but for)」テストによって判断している⁵⁷⁾。したがって、犯罪行為と評価される作為または不作為との間に因果関係が認められなければ、収益とは見なされない⁵⁸⁾。保持し得なかったであろう財産の具体例としては、破産手続で管財人から隠された財産⁵⁹⁾、汚染物質を法的義務に従って処理せず、河川に不法に投棄することで節約した環境対策用の費用⁶⁰⁾、不法滞在者を低賃金で雇用することで、節約した人件費⁶¹⁾などがあげられる。

57) *Warshak*, 631 F.3d 329-330 (被告の事業の収益はすべて、事業が「詐欺的に拡散された」ものであることから、没収された事業の一部が適法であったとしても、事業全体の「不正な始まり」がなければ、事業の合法的な側面が存在しなかった以上、その部分の収益も没収されると判断); *United States v. Hoffman-Vaile*, 568 F.3d 1335, 1344 (11th Cir. 2009) (メディケア詐欺で有罪判決を受けた医療提供者は、詐欺的な請求がなければ、メディケアから受け取った資金と民間保険会社から受け取った資金のどちらも受け取っていなかったため、両方を没収されなければならないと判断); *United States v. DeFries*, 129 F.3d 1293, 1313 (D.C. Cir. 1997) (「『がなければ』」テストは、対象となる財産とラケットティアリング活動との間の関連性の要件を有意義に示していることから、採用する」と判示); *United States v. Farkas*, 474 F. App'x 349 (4th Cir. 2012), 2012 (「『がなければ』」テストを適用するのに適切な事案であると判示); *United States v. Cekosky*, 171 Fed. Appx. 785 (11th Cir. 2006) (被告は、IDセフトを実行しなければ、自らの銀行口座を開設しなかったのであるから、預金自体が正当な資金で行われたとしても、その銀行口座の預金で得た利息は犯罪の収益に当たると判断); *United States v. Coffman*, 859 F. Supp.2d, 871, 2012 (E.D. Ky. 2012) (「詐欺の収益は、犯罪がなければ、保持していなかったであろう財産として定義されている」と判示); *United States v. Nicolo*, 597 F. Supp.2d 342, 350 (W.D.N.Y. 2009) (「『がなければ』」テストを適用し、詐欺計画の結果として被告が受け取ったすべての財産を没収されると判示)。

58) *CASSELLA*, *supra* note 24, at § 25-4, 901.

59) *Cf. United States v. Ryder*, 414 F.3d 908, 914-15 (8th Cir. 2005); *United States v. Brennan*, 326 F.3d 176; 195 (3d Cir. 2003); *United States v. Sabbeth*, 262 F.3d 207, 216 (2d Cir. 2001); *United States v. Dennis*, 237 F.3d 1295, 1302-03 (11th Cir. 2001); *United States v. Richard*, 234 F.3d 763, 768 (1st Cir. 2000); *United States v. Butler*, 211 F.3d 826, 830 (4th Cir. 2000); *United States v. Ward*, 197 F.3d 1076, 1081-82 (11th Cir. 1999); *United States v. Holland*, 160 F.3d 377, 380 (7th Cir.1998); *United States v. Woods*, 159 F.3d 1132, 1134 (8th Cir.1998); *United States v. Ladum*, 141 F.3d 1328, 1340 (9th Cir. 1998); *United States v. West*, 22 F.3d 586, 591 (5th Cir.1994).

60) ただし、環境法違反で削減された経費を収益と解することを否定したものとして、*Anderson v. Smithfield Foods, Inc.*, 209 F. Supp. 2d 1270, 1275 (M.D. Fla. 2002)。

61) *See United States v. Khanani*, 502 F.3d 1281, 1296 (11th Cir. 2007)。

ただし、「がなければ」テストによる収益の該当性判断には例外がある。たとえば、盗品の州際輸送⁶²⁾やテロ資金供与⁶³⁾などの犯罪の場合、盗品やテロ資金は、犯罪が発生する前から被告の財産であり、形式的に、「がなければ」テストに当てはめた場合、収益に当たらないことになる。しかし、これらの犯罪では、財産は違法行為によって汚染され、したがってその行為の「収益」になる(マネーロンダリング罪の成立要件としての収益を構成する)との理解が判例上も確立している⁶⁴⁾。

(5) 遡及可能財産 ほとんどの没収規定では、「収益」には、犯罪から直接派生した財産だけでなく、そこから直接的または間接的に派生した財産、またはそれに遡及可能な財産が含まれる⁶⁵⁾。したがって、麻薬の売人が犯罪から得た利益で住居を購入した場合、その住居は犯罪に直接遡及可能であり、犯罪の収入として没収される⁶⁶⁾。さらに、犯罪者が、犯罪によって不正に取得した資産を融資の担保にした場合、その融資で調達された資金は、犯罪収益として没収される。財産がその形を変えたとしても、間接的なものも含めて、収益である事実が変わりはないと解されるのである⁶⁷⁾。

(6) 善意の第三者に移転した財産 このように没収の対象となる「収益」に、遡及可能な財産を含めることで生じるのが、善意の第三者に財産が移転

62) See 18 U.S.C. § 2314-15 (2019) (没収については 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (Q) (2019)).

63) See 18 U.S.C. §§ 2339A and 2339B (2019) (没収については 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (C) (2019), and § 2339C (没収については 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (H) (2019)).

64) See *United States v. Nichols*, 416 F.3d 811, 823 (8th Cir. 2005); *United States v. LaSpina*, 299 F.3d 165, 175-76 (2d Cir. 2002); *United States v. Lally*, 257 F.3d 751, 756 (8th Cir. 2001); *United States v. Davis*, 226 F.3d 346, 356 (5th Cir. 2000); *United States v. Rudisill*, 187 F.3d 1260, 1267-68 (11th Cir. 1999); *United States v. Rouse*, 168 F.3d 1371, 1373-74 (D.C. Cir. 1999); *United States v. Gliffith*, 85 F.3d 284, 287 (7th Cir. 1996); *United States v. Montague*, 29 F.3d 317, 321-22 (7th Cir. 1994); *United States v. Owens*, 159 F.3d 221, 229 (6th Cir. 1998); *United States v. \$13,500 in U.S. Currency*, 2008 WL 5191209, *4 (W.D. Tenn. Dec. 10, 2008).

65) See, e.g., 18 U.S.C. § 1594 (c) (1) (B) (2019); 18 U.S.C. §§ 2253 and 2254 (2019); 21 U.S.C. § 881 (a) (6) (2019); 42 U.S.C. § 1786 (p) (3) (2019).

66) See *Kadonsky v. United States*, 2004 WL 2203466, at *11 (D. Utah 2004).

67) See *Swanson*, 394 F.3d 529 n.4; *United States v. Real Property Identified as Parcel 03179-00SR*, 311 F. Supp. 2d 126, 127 (D.D.C. 2004); see also *United States v. George*, 363 F.3d 666, 674-75 (7th Cir. 2004).

した場合の対応である。たとえば、詐欺の収益で購入された飛行機は、第三者に売却された後も詐欺の収益と見なされる。このような場合の購入者は、合衆国法典第18編第983条(d)(3)または第21編第853条(n)(6)(B)に基づき、善意の第三者として、没収財産の返還を受ける場合がある。連邦法上は、汚れた（没収可能な）財産であると認識できなかったことに合理性が認められたとしても、犯罪の収益として金銭またはその他の財産が没収されるという事実は変わらないとの説明で、第三者に、自らが善意であったことを、証拠の優越によって立証する負担を負わせている⁶⁸⁾。州レベルでは、政府が、第三者の「悪意」の立証を負担するのか⁶⁹⁾、第三者が、自らの「善意」の立証を負担するのか⁷⁰⁾、州によって対応が分かれている。

(7) 関連性の立証の基準と水準 政府は、没収された財産と犯罪との間の関連性を立証する必要がある⁷¹⁾。たとえば、連邦判例上、「薬物取引に関連している」ことを根拠に、現金を没収する場合、民事没収では、差し押さえられた現金が、薬物取引との間に、偶発的または偶然以上の接点を有することが立証されなければならない（「偶発的または偶然以上の接点（more than incidental or fortuitous contact）」アプローチ⁷²⁾）。これに対して、刑事没収では、①具体的な状況の下で、没収額の算出が合理的な場合に関連性を認める「当該状況下での合理性（reasonable under circumstances）」アプローチ⁷³⁾、②対象財産から何らかの利益を取得していた場合に関連性を認める「利得（received benefit）」アプローチ⁷⁴⁾、③犯罪収益が汚染されていない財

68) See *United States v. One 1996 Vector M12*, 2005 WL 3263325, at *4 (S.D. Ohio 2005).

69) *E.g.* Pa. Consol. Stat. Ann. Title 42 §§ 5801 (a) (1) (2019); Utah Code Ann. §24-4-104 (7) (2019); Wis. Stat. Ann. §961.555 (3) (2019).

70) *E.g.* Ariz. Rev. Stat. Ann. §13-4310B (2019); Kan. Stat. Ann. 60-4113 (h) (2020).

71) *Walden v. State*, 283 Ga. 148; 656 S.E.2d 801, 803 (Ga. 2008).

72) *United States v. Lewis*, 987 F.2d 1349, 1356 (8th Cir. 1993).

73) *United States v. Annabi* 746 F.3d 83, 85 (2d Cir. 2014); *United States v. Treacy*, 639 F.3d 32, 48 (2d Cir. 2011); *United States v. Jafari*, 85 F. Supp. 3d 679, 693 (W.D.N.Y. 2015). See also *United States v. Crews*, 885 F. Supp. 2d 791, 802 (E.D. Pa. 2012); *United States v. Stewart*, No. 8:14CR288, 2015 WL 6039742, at *4 (D. Neb. Oct. 15, 2015).

74) *United States v. Bailey*, 926 F. Supp. 2d 739, 764 (W.D.N.C. 2013). See also *United States v.*

産と混ざり合って分離できない場合に、収益と汚染されていない財産の両方に関連性を認める「混合 (commingling)」アプローチ⁷⁵⁾などが、事案によって、あるいは、裁判所によって不明瞭に使い分けられている⁷⁶⁾。

また、そうした立証にあたっては、十分な証拠を提示することが不可欠である⁷⁷⁾。その際、犯罪行為の一般的な疑いでは十分ではない⁷⁸⁾。相当の理由⁷⁹⁾、または証拠の優越⁸⁰⁾など、法令に基づいて要求される立証責任を十分に満たすものでなければならない。政府は、差し押さえられた財産が違法な資金であることを証明する責任を負っている⁸¹⁾。

没収対象財産が適法な資金と非合法的な資金が混合した資金で購入された場合、没収は、違法行為に遡及可能な部分に限定される⁸²⁾。

3 手段財産

手段財産は、古い用語では、「道具」とも呼ばれ、古くから没収の対象として把握されていたもので、「犯罪の実行に直接かつ実質的に貢献した」財産などと定義される⁸³⁾。この用語は、犯罪が実行された実際的手段を指し、

Hoover-Hankerson, 511 F.3d 164, 171 n.4 (D.C. Cir. 2007); *Genova*, 333 F.3d 761.

75) *United States v. Parenteau*, 805 F. Supp. 2d 438, 440-42 (S.D. Ohio 2011); *United States v. Puche*, 350 F.3d 1137, 1153 (11th Cir. 2003); *United States v. Wyly*, 193 F.3d 289, 302 (5th Cir. 1999).

76) Benjamin Gillig, *Nexus Rethought: Toward a Rational Factual Standard for Federal Criminal Forfeitures*, 102 IOWA L. REV. 304-307 (2016).

77) *State ex rel. Redman v. \$122.44*, 231 P.3d 1150, 1153 (Okla. 2010).

78) *See United States v. \$191,910.00 U.S. Currency*, 16 F.3d 1051, 1071 (9th Cir. 1994); *United States v. \$30,060.00*, 39 F.3d 1039, 1044 (9th Cir.1994); *People v. \$47,050*, 17 Cal. App.4th 1319, 1324 (1993); *\$567.00 in U.S. Currency v. State*, 282 S.W.3d 244, 249 (Tex. App. 2009).

79) *See* 19 U.S.C. § 1615 (2019).

80) *See* 18 U.S.C. § 983 (c) (1) (2019).

81) *See United States v. Torres Gonzalez*, 240 F.3d 14, 17 (1st Cir. 2001).

82) *See United States v. Pole No. 3172 (Hopkinton)*, 852 F.2d 636, 639-40 (1st Cir. 1988); *One 1980 Rolls Royce*, 905 F.2d 91; *United States v. One Parcel of Real Property (352 Northrup St.Yt 40 F. Supp. 2d 74, 78 (D. R.I. 1999))*; *United States v. \$688,670.42 Seized From Regions Bank Account*, 449 Fed. Appx. 871, 874-75 (11th Cir. 2011).

83) *See* N. Y. C.P.L.R. § 1310.4 (2019).

没収は、犯罪の際に実際に用いられた財産に限定される⁸⁴⁾。

こうした手段財産については、絶滅危惧種保護法の「すべての銃、罟、ネット、並びにその他の機器、船舶、車両、航空機及びその他の輸送手段」のように具体的に列挙されていることもあれば⁸⁵⁾、テロ犯罪に関する没収を定めた第981条(a)(1)(G)(iii)の「連邦テロ犯罪を実行するために使用され」た財産のように包括的に定められていることもある⁸⁶⁾。その他の代表例としては、マネーロンダリング犯罪でロンダリングされた実際の資金⁸⁷⁾やわいせつ物販売罪のわいせつ物⁸⁸⁾をあげることができる⁸⁹⁾。

4 促進財産

犯罪活動で使用された財産という点で共通しており、しばしば、手段財産と混同して用いられるのが、促進財産である。これらの用語は、同じ意味で用いられていることもあるが、正確を期せば、両者には微妙でありながら重要な違いがある。

促進財産とは、違法な活動で用いられ、または用いられることを意図した財産のうち、違法行為をしやすくする役割を果たした財産である⁹⁰⁾。犯罪の

84) See *United States v. Bajakajian*, 524 U.S. 321, 333, n. 8.

85) 16 U.S.C. § 1540 (e) (4) (2019).

86) 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (G) (iii) (2019).

87) See 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (A) (2019).

88) See 18 U.S.C. § 1467 (a) (1) (2019); see also 18 U.S.C. § 2253 (a) (1) (2019).

89) 州法のレベルでは、一部の法令において、犯罪の実行手段として使用されたために没収の対象となる資産を「禁制品」と呼ぶものがある (See *Fla. Stat. Ann.* § 932.701 (2) (a) (5) (2019).)。この財産は、所有することが違法であるという理由から「禁制品そのもの」として没収されているわけではなく、「派生禁制品」として没収されている (See *Florida v. White*, 526 U.S. 559, 564 n. 3 (1999); *State v. One 1994 Ford Thunderbird*, 349 N.J. Super. 352; 793 A.2d 792, 803 (N.J. Super. A.O. 2002).)。たとえば、1958年式プリマスセダン1台・ケースにおいて、裁判所は、「自動車を所有することで、自動的に犯罪になるものはない」として、密造酒を輸送するために使用された車両の没収を「禁制品それ自体」の没収として支持することを拒否し、「派生禁制品」として分類した (*1958 Plymouth Sedan v. Pennsylvania*, 380 U.S. 693, 699 (1965))。裁判所は、「手段」と「派生的禁制品」を同じカテゴリーにあるとみなしている (See *Bennis v. Michigan*, 516 U.S. 442, 460 (1996))。

90) See *United States v. One 1977 Lincoln Mark V Coupe*, 643 F.2d 154, 157 (3d Cir. 1981); *People*

実行に用いられる手段財産と異なり、促進財産は、必ずしも犯罪を実行する際に用いられることを必要としていない。

(1) **促進財産の意義** 財産は、不法な犯罪にとって、必須、本質的、または不可欠である必要はなく、禁止されている行為をより困難でなくしたり、妨害から解放したりするだけでよい⁹¹⁾。促進財産の没収は、「違反の実行または実行を促進するために何らかの方法または部分で用いられ、または用いることが意図された」財産を含む可能性があるため、手段没収よりもはるかに広範囲に及ぶ⁹²⁾。こうした捕捉範囲の広さから、「促進没収規定は、財産所有者に、自身の財産が犯罪を支援するために用いられることを許してはならないと警告している⁹³⁾」などと説かれる。

(2) **促進財産の具体例** 犯罪現場への、もしくは犯罪現場からの輸送、または違法薬物の入手に使用される車両が、促進財産の典型例であるが⁹⁴⁾、判例は、さらに多様な財産に、促進財産としての性質を肯定してきた。

たとえば、1989年のリベラ・ケース判決において、第11巡回区連邦控訴裁判所は、被告人がヘロイン取引の隠れ蓑として、馬の飼育事業を営んでいたという事案について、ヘロインの販売に直接関連性がなくとも、被告人が自らのビジネスの本質を偽装し、それを自らの薬物犯罪活動の前線として使用することを容易にした点を根拠に、27頭の飼い馬は促進財産として没収され

ex rel. *Burmila v. One 1988 Chevrolet Auto*, 211 Ill. App. 3d 238; 581 N.E.2d 757, 759 (Ill. App. 1991); *Nez Perce Cty Prosecuting Atty. v. Reese*, 142 Idaho 893; 136 P.3d 364, 368 (Idaho App. 2006).

91) *United States v. Schifferli*, 895 F.2d 987, 990 (4th Cir. 1990); *accord United Statet v. Huber*, 404 F.3d 1047, 1060 (8th Cir. 2005); *Puche*, 350 F.3d 1153; *United States v. R.D. 1, Box 1, Thompsontown*, 952 F.2d 53, 58 (3d Cir. 1991); *United States v. Premises Known as 3639-2nd St.*, 869 F.2d 1093, 1096 (8th Cir. 1989); *United States v. Seher*, 574 F. Supp. 2d 1368, 1370 (N.D. Ga. 2008); *United States v. Schlesinger*, 396 F. Supp. 2d 267, 271 (E.D.N.Y. 2005). *quoting Wylly*, 193 F.3d 302; *United States v. One Ford 1987 F-350 4x4 Pickup*, 739 F. Supp. 554, 557 (D. Kan. 1990).

92) *See* 21 U.S.C. 881 (a) (7) (2019).

93) *See Bennis*, 516 U.S. 452.

94) *City of Worthington Police Dept. v. One 1988 Chevrolet Beretta*, 516 N.W. 2d 581, 584 (Minn. App. 1994); *Com. v. One 1975 Pontiac Coupe*, 18 Pa. D. & C.3d 236, 238 (Pa. Com. Pl. 1981); *O'Brien v. 1991 Pontiac Bonneville*, 2006 WL 2347999, *2 (Minn. App. 2006).

ると判断した⁹⁵⁾。この他にも、政府は、児童に関連するポルノの物品の作成に用いられた建物を含む19エーカーの敷地⁹⁶⁾、不法滞在者が収容され、就労させられた施設⁹⁷⁾、IDセフトの実行に使用された住居⁹⁸⁾などの没収を求めてきた。

(3) 促進財産としての不動産 収益や手段としては没収できない促進財産の意義が顕著に現れるのが、不動産に対する場合である。たとえば、麻薬や麻薬の代金を保管したり、麻薬取引を計画したり、顧客に麻薬を販売したりするために用いられた住宅は⁹⁹⁾、麻薬の売人に活動拠点を提供し、売人が監視の目を逃れて、慣れ親しんだ環境で活動することを可能にするので、麻薬犯罪を実行しやすくしていると評価される¹⁰⁰⁾。そうした評価に当たって、犯罪が別の場所で行われた可能性があること¹⁰¹⁾、違法に使用されたのが1回だけであったこと¹⁰²⁾、または財産の一部のみが違法な作業に関連してい

95) United States v. Rivera, 884 F.2d 544, 546 (11th Cir. 1989).

96) See United States v. Hull, 606 F.3d 524, 528 (8th Cir. 2010); United States v. Wilk, 2007 WL 2263942 (S.D. Fla. 2007); United States v. 7046 Park Vista Road, 537 F. Supp.2d 929, 940 (S.D. Ohio 2008), *aff'd* 331 Fed. Appx. 406 (6th Cir. 2009); United States v. Parcels of Property Located at 14 Leon Drive, 2006 WL 2239231, *3 (M.D. Ala. 2006).

97) See United States v. Sabhnani, 566 F. Supp.2d 148, 152 (E.D.N.Y. 2008). See also United States v. Singh, 518 F.3d 236, 239 (4th Cir. 2008).

98) See United States v. Thornton, 2012 WL 2866467, *2 (S.D. Miss. July 2, 2012).

99) See United States v. 6 Fox Street, 480 F.3d 38 (1st Cir. 2007); United States v. Ortiz-Cintron, 461 F.3d 78, 80; United States v. Juluke, 426 F.3d 32, 327 (5th Cir. 2005); United States v. One Parcel..., 7715 Betsy Bruce Lane, 906 F.2d 110, 114 (4th Cir. 1990); United States v. One Parcel..., 916 Douglas Ave., 903 F.2d 490, 49 (7th Cir. 1990); *Premises Known as 3639-2nd St.*, 869 F.2d 1096; United States v. Diaz, 413 Fed. Appx. 704, 708 (5th Cir. 2011); United States v. 30 Acre Tract of Land at 524 Cheek Road, 425 F. Supp. 21 704, 708-09 (M.D.N.C. 2006); United States v. George, 2010 WL 1740814, *1 (E. D. Va. Apr. 26, 2010); United States v. Huggans, 2009 WL 702000 (E. D. Mo. Mar. 13, 2009).

100) See United States v. Smith, 966 F.2d 1045, 1055 (6th Cir. 1992); United States v. Real Property..., 309 S.W. 111th Ave., 921 F.2d 1551, 1556 (11th Cir. 1991); Schifferli, 895 F.2d at 991; United States v. Real Property Described in Deeds, 962 F. Supp. 734, 741 (W.D.N.C. 1997); United States v. Real Property Known as 1430-1436 Madison Ave., 2007 WL 4570927 (E.D. Ky. 2007).

101) See United States v. Heideman, 402 F.3d 220, 223 (1st Cir. 2005).

102) See United States v. Santoro, 866 F.2d 1538, 1542 (4th Cir. 1989).

たこと¹⁰³⁾は、重要ではない。大麻が栽培された土地も、促進財産として没収される可能性がある¹⁰⁴⁾。そこには、大麻が実際に土地で栽培されている場合だけでなく、プランターなどを使って、移動可能な方法で栽培されていた場合も含まれる¹⁰⁵⁾。

さらに、第3巡回区連邦控訴裁判所は、麻薬取引の資金を調達するためにローンの担保として差し入れられた土地は、仮に、ローンで調達した資金が麻薬取引に用いられなかったとしても、促進財産として没収されると判断した¹⁰⁶⁾。違法目的のためにローンの収益を用いることを意図したという事実は、促進財産としての条件を満たすのに十分であると結論づけられたのである。

促進財産としての不動産の例は、麻薬事件に限られない。たとえば、1990年のシッフエリ・ケースにおいて、第4巡回連邦控訴裁判所は、歯科医が違法な処方箋を書いたことで有罪判決を受けたのに対して、「まさに歯科医院は、処方箋が通常書かれる場所であり、正当性と外部からの監視からの保護される空間を提供したのであるから、歯科医院を没収する必要がある」と判断した¹⁰⁷⁾。

(4) 犯罪と促進財産の関連性 犯罪と促進財産間の関係はどのくらい強くなければならないか。この点に関するかつての連邦控訴裁判所の意見は統一されていなかったが¹⁰⁸⁾、2000年の民事資産没収改革法の制定により、

103) See *Juluke*, 426 F.3d 326; *United States v. Harris*, 903 F.2d 770, 777 (10th Or. 1990); *United States v. Real Property...221 Dana Ave.*, 81 F. Supp. 2d 182, 192 (D. Mass. 2000), rev'd on other grounds, 261 F.3d 65 (1st Cir. 2001); cf. *United States v. 817 N.E. 29th Drive, Wilton Manors*, 175 F.3d 1304, 1308 (11th Or. 1999); *United States v. Real Property...9 917 Amazona Drive*, 1999 WL 1940056, at *4 (W.D.N.C. 1999); *Real Property Described in Deeds*, 962 F. Supp. 741.

104) See *von Hofe v. United States*, 492 F.3d 175, 182 (2d Cir. 2007); *United States v. Real Property Located at 7199 Grant Road*, 2006 WI 3345293, *2 (W.D. Wis. 2006); *United States v. One Parcel...Plat 20, Lot 17*, 960 F.2d 200, 205 (1st Cir. 1992).

105) See *United States v. One Parcel...5535 Lee Road 66*, 2005 WL 2046250, at *4 (M.D. Ala. 2005).

106) *R.D. 1, Box 1, Thompsontown*, 952 F.2d 58.

107) *Schifferti*, 895 F.2d at 990-991.

108) たとえば、「関連性」を要求するものとして、*United States v. Daccarett*, 6 F.3d 37, 56 (2nd Cir. 1993)、「実質的な関連性」を要求するものとして *United States v. One 7 986 Ford Pickup*,

連邦レベルで、財産と犯罪との間に実質的な関連性が要求されたのを契機に¹⁰⁹⁾、今日では、州レベルでも、政府が、没収される財産と犯罪活動との間に実質的な関連性を証明することを要求する傾向が見られる¹¹⁰⁾。ただし、一部の州では、財産と違法な使用との間に「一定の関連性」または「偶発的または偶然以上の関連性」だけを要求するにとどまっている¹¹¹⁾。

最近の連邦立法は、マネーロンダリング¹¹²⁾、通貨取引報告違反¹¹³⁾、およびテロリズム¹¹⁴⁾などの犯罪に「関連する」財産を没収の対象としている。裁判所は、マネーロンダリングされた実際の資金、または犯罪の原資に加えて、促進する財産を含むように「関連する」財産を定義してきた¹¹⁵⁾。

これらの規定に基づいて促進財産として没収されたものの例としては、銀行口座を通じて送金された実際の資金¹¹⁶⁾、金融取引で取得されたすべての資産¹¹⁷⁾、および没収の元となる犯罪を促進するために使用された資産¹¹⁸⁾（ビジネス口座と在庫はマネーロンダリングの「隠れ蓑」を提供）など、収益な

56 F.3d 1181, 1187 (9th Cir. 1995) を参照。

109) See 18 U.S.C. § 983 (c) (3) (2019); *United States v. Real Property in Section 9*, 308 F. Supp. 2d 791, 806 (E.D. Mich. 2004).

110) *Matter of Kaster*, 454 N.W.2d 876, 879 (Iowa 1990); *In re Forfeiture of 307 Cass Street*, 194 Mich. App. 381; 487 N.W.2d 795, 797 (Mich. App. 1992); *Riley v. 7 987 Station Wagon*, 650 N.W.2d 441, 445 (Minn. 2002); *\$9,050.00 in U.S. Currency v. State*, 874 S.W.2d 158, 161 (Tex. App. 1994); *Lee v. Com.*, 253 Va. 222; 482 S.E.2d 802, 804 (Va. 1997).

111) *People v. \$7,124,905 U.S. Currency*, 177 111.2d 314; 685 N.E.2d 1370, 1382 (Ill. 1997); *Katner v. State*, 655 N.E.2d 345, 349-50 (Ind. 1995).

112) 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (A) (2019).

113) 31 U.S.C. § 5317 (c) (2019).

114) 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (G) (2019).

115) See *United States v. Tencer*, 107 F.3d 1120, 1134 (5th Cir. 1997); *United States v. All Monies (\$417,048.62)*, 754 F. Supp. 1467, 1473 (D. Haw. 1991); *United States v. Modi*, 178 F. Supp. 2d 658, 663 (D.W.Va. 2001).

116) See *United States v. Voigt*, 89 F.3d 1050, 1084-85 (3d Cir. 1996); *United States v. Varrone*, 554 F.3d 327, 330 (2d Cir. 2009).

117) *United States v. One 1988 Prevost Liberty Motor Home*, 952 F. Supp. 1180, 1210 (S.D. Tex. 1996); *Coffman*, 859 F. Supp. 2d 881.

118) See *Wyly*, 193 F.3d 302; *United States v. Seher*, 562 F.3d 1344, 1369 (11th Cir. 2009).

どとしては没収できない可能性の残る財産に及ぶ¹¹⁹⁾ (適法な混合資金も、マネーロンダリングと「関連する」財産としては、全額没収される)。

5 代替資産

(1) 代替財産の没収の意義 いくつかの対人没収規定では、没収の対象となるべき財産が、①見つからない、②すでに第三者に譲渡、売却、または預託されている、③裁判所の管轄外にある、④価値が減少した、または⑤他の財産と混ざっていて容易に分割することができないといった場合に、被告人の代替資産の没収を規定している。そこでは、裁判所には、本来没収すべき財産と同等の価値まで被告人の他の財産の没収を命じることが求められる。

代替資産の没収は、資産そのものに犯罪との関連性が要求されない点で、明らかに他の没収対象財産と異なる。こうした没収が正当化される根拠は、犯罪者に痛みを与えること、または、多くの人々に「犯罪は割に合わない」と知らしめることに求められる¹²⁰⁾。

(2) 金銭判決 代替財産の没収は、金銭判決の獲得という形で行われる。そこでは、裁判所によって、被告人(被告)が犯罪から得た収益の価値が見積もられ、それに応じた金額の金銭判決が下される¹²¹⁾。

通常、麻薬事件の場合、裁判所は、販売された麻薬の量、そのような販売の頻度と期間、および犯罪が起こっていた期間中の麻薬の実売価格の控えめな見積もりに基づいて計算を行う¹²²⁾。しかし、そうした計算は薬物の場合

119) See *United States v. McCauley*, 279 F.3d 62, 76-77 (1st Cir. 2002); *United States v. Aguasvivas-Castillo*, 668 F.3d 7, 9 (1st Cir. 2012).

120) CASSELLA, *supra* note 24, at § 22.1-22.6.

121) See *Corrado*, 227 F.3d 555 (Corrado I) (地方裁判所は、没収の対象となる金額が十分に定量化できないという理由で没収判決を下すことを拒否したことで誤りを犯しており、記録にある証拠に基づいて、犯罪から得られた金額を合理的に概算し、それに応じて金銭を算出する必要があると判示)。

122) See *Roberts*, 660 F.3d 166 (薬物犯罪の事案においては、政府は、実際の明細書を作成する必要はないが、輸入された薬物の量とその価値の合理的な見積もりに依拠することが許され、小売価格と卸売価格のどちらを使用するかは、輸入者が自らが薬物を小売りで販売したか、他の者に卸売りで販売したかによって異なると判示); *United States v. Miles*, 319 Fed. Appx. 266,

に限定されない¹²³⁾。裁判所による金銭判決の金額の計算は厳格である必要はないが、事実からの「合理的な推定」の結果であることを要する¹²⁴⁾。

6 組織犯罪関連財産とテロ犯罪関連財産

連邦レベルでは、さらに強力な没収規定が用意されている。組織犯罪(RICO法違反)とテロリズムに適用されるものである。

(1) 組織犯罪関連財産 RICO法の下で、合衆国法典第18編第1963条(a)は、政府が、組織犯罪活動を通じて取得され、または維持された財産、および被告が組織犯罪エンタープライズに対して有する利益を没収することができる旨を規定している。したがって、レストランやコンビニエンスストアのチェーンが組織犯罪の隠れ蓑として、また、活動の一環として経営されている場合、裁判所は、特定の資産または事業の一部がエンタープライズの違法な運営に直接関連していたかどうかにかかわらず、事業全体に対する被告の利益の没収を命じることができる¹²⁵⁾。

270-71 (4th Cir. 2009) (明白な誤り基準を適用して、裁判所は、生産量、個人使用のために保持された量、および残りの価値の推定に基づいて、被告が自家栽培のマリファナの販売から得たに違いない金額を算出した地方裁判所の計算を支持); *George*, 2010 WL 1740814, *1 (1か月あたりに販売された錠剤の数、スキームの期間、および錠剤の単価に基づいた専門家証人の控えめな収益の見積もりを受入れ); *Levesque*, 2008 WL 53876 (政府は、販売された薬物の量にその実売価格をかけることにより、薬物配布違反の収益を見積もることが許されると判示), *aff'd*, 546 F.3d 78 (1st Cir. 2008).

123) *Cf. Uddin*, 551 F.3d 180.

124) *United States v. Prather*, 456 Fed. Appx. 622, 626 (8th Cir. 2012) (法は、没収の対象となる金額を計算する際に「数学的な正確さ」を要求しているわけではない。むしろ、裁判所は、被告人が認めた自らが販売した薬物の量を含む事実から「合理的な推定」を行うことができると判示). *See Roberts*, 660 F.3d 149 (没収は懲罰的であり、被害弁償的ではないため、没収の金銭判決の計算は正確である必要はなく、被告人がある程度得たものを超えても不適切ではないと判示); *Miles*, 319 Fed. Appx. 270-71; *United States v. Bourne*, 2012 WL 526721, *3-4 (E.D.N.Y. Feb. 15, 2012) (金額の計算は正確である必要はなく、積荷数の見積もりに平均重量をかけ、卸売価格の見積もりを低くすることが適切であり、重量について、裁判所は、政府が実際に差押えた2つの荷物の重量を代表として使用することができると判示). *See also United States v. Elder*, F.3d, 2012 WL 2507008 (8th Cir. July 2, 2012); *United States v. Rudaj*, 2006 WL 1876664, *3 (S.D.N.Y. 2006).

125) Edward Hasen et al, eds., *Racketeer Influenced and Corrupt Organizations*, 58 AM. CRIM. L. REV.

(2) テロ犯罪関連財産 テロリズムの没収法、合衆国法典第18編第981条(a)(1)(G)は、さらに強力である。法律は、何人が国内または国際的なテロ行為の計画または実行に従事している場合、その者の資産がテロ活動に関連していたかどうかにかかわらず、政府が外国または国内のすべての資産を差し押さえて没収することを認める規定を置いている。この規定は、政府、その市民、またはその財産に対するさらなる暴力行為を実行するための資産を一切持たせず、テロリストを完全に無力化することを目的としている¹²⁶⁾。

IV 若干の考察

これまでの考察からも明らかのように、アメリカ合衆国では、複数の性質の没収制度を同時に活用し、さまざまなタイプの財産を没収の対象とすることで、薬物犯罪や組織犯罪から、詐欺、さらには児童ポルノに至るまで、さまざまな犯罪に対応してきた。では、日本の没収制度の抜本的な見直しにあたって、こうしたアメリカの没収制度から、どのような示唆を得ることができようか。以下では、この点について、若干の考察を加えたい。

1 没収制度の目的・役割の再検討

第1に、没収制度の目的・役割の再検討が求められる。「訴因外の違法行為から得た収益を没収できない」、「所有者と犯罪の関係を特定できない場合、没収できない」といった問題点が現行の日本の没収制度に対して指摘される際、そうした指摘への反論として、しばしば刑事訴訟法上、あるいは、刑罰としての性質から導かれる没収制度の限界が説かれる。たしかに、現行制度の枠内での運用のあり方を論じるのであれば、そうした説明にも得心がいくかもしれない。しかし、現行の没収制度については、抜本的に見直すべき時

1371, 1407-12 (2021).

126) Stefan D. Cassella, Forfeiture of Terrorist Assets under the USA Patriot Act of 2001, 34 LAW & INT'L BUS. 7, 7-15 (2002).

期が到来している。本稿のこうした問題意識からは、現行制度を超えて、没収制度は、どのような目的のもとで、どのような役割を果たすべきかという点から改めて議論されるべきであり、「現行制度の限界」というだけでは検討が足りない。

もちろん、新たな没収制度に関する議論においても、その濫用を防ぐ仕組みには留意を要する。そうした仕組みは、その性質が刑罰であるか否か、あるいは、その適用を、刑事訴訟を通じて判断するか否かにかかわらず、求められる。現に、アメリカでも、行政没収や民事没収を含む没収制度全体が、合衆国憲法が保障する適正手続（合衆国憲法修正第5条）や加重な罰金刑の禁止（修正第8条）に抵触しないかが問われ続けている¹²⁷⁾。しかし、そうした問いを実質的なものにするためにも、没収により実現すべき目的や没収に期待される役割から問い直されるべきであろう。単に、禁制品を社会に放置しないというだけでなく、犯罪の手段となり、あるいは犯罪を促進した財産を剥奪して、将来の犯罪を予防すること、いくら犯罪に直接関連する財産が、形を変えたり、売却されたりしていても、犯罪の収益や代替財産を取り上げることで、不当な利得を犯罪者の手元に残さないこと、犯罪が割に合わないと犯罪者や社会に知らせることの重要性は、日本でも認められる。だからこそ、1991年に制定された「麻薬特例法」（平成3年法律94号）や1999年に制定された「組織的犯罪処罰法」（平成11年法律136号）では、そうした機能を果たせるように、没収制度の強化が図られたのである。しかし、それらの立法によっても、なお日本の没収制度が、企図された目的を達成できず、期待される役割を果たせていないのであれば、さらに抜本的に、没収制度を見直す必要があり、その際には、没収に、複数の目的や役割を付与し、実現にとって必要な制度設計をすすめてきたアメリカの動向からは、多くのヒントを得ることができる。

127) 没収に関する近時の合衆国憲法判例として、*Timbs v. Indiana*, 139 S. Ct. 682, 683 (2019). 本判決を紹介する邦語文献として、田中利彦「アメリカにおける民事没収と合衆国憲法修正8条の過重な罰金条項」: *Austin v. United States*, 509 U.S. 602 (1993) ; *Timbs v. Indiana*, 139 S. Ct. 682 (2019) ; 586 U.S. (2019)」法律のひろば73巻12号（2020）61-68頁。

2 没収の対象の再検討

第2に、没収の対象について、多面的な再検証の必要にも迫られる。日本の没収の対象である犯罪の組成物件、供用物件、生成物件、取得物件、報酬物件、対価物件に、追徴の対象となる没収対象物件の代替金銭を加えたものを、アメリカの没収対象財産である禁制品、手段財産、収益、促進財産、代替財産と比べてみれば、それぞれが明確に対応関係にあるわけではないが、総和としては大きく異なるわけではない（ただし、アメリカの没収対象財産の中でも特異な存在である RICO 法上の組織犯罪関連財産とテロ犯罪関連財産については別論である）。もっとも、それぞれの物件（財産）の範囲を画する基準にまで踏み込むと、両者の違いが浮き彫りとなり、ひいては、没収対象財産の範囲の差となって現れることになる。

たとえば、日本の没収対象は、その性質として、犯罪と「一定の関係性に立つ」（密接関連性が認められる）」と典型的に認められる物であるとされる¹²⁸⁾。これに対して、アメリカでは、犯罪との間で、実質的な関連性が認められる場合に、その財産を没収の対象としている。しかも、そうした関連性を判断する際の基準は、複数存在するが、いずれも、かなり緩やかに設定されているため、対象の範囲を拡張する機能を果たしている。

また、報酬物件について、日本の判例は、純利益ではなく、総収入と解しており¹²⁹⁾、学説上も、この見解が支持されている¹³⁰⁾。他方、アメリカでは、収益の算定に当たって、合法的取引の中で実行された犯罪については、純利益にする旨の規定がある。この規定に対しては、異論も強く、その適用すべき場面が明確でないこともあり、判例上も、その運用に消極的な立場が優勢である。しかし、インサイダー取引の事例について、純利益の没収を言い渡した判例も現実に存在しており、場合によっては、アメリカの方が、日本よ

128) 浅田和茂・井田良編『新基本コンメンタール刑法』（日本評論社、2017）41頁 [曲田統]。

129) 最判昭和40年5月20日裁判集 [刑事] 155号771頁。

130) 団藤重光編『注釈刑法（1）』143頁 [藤木英雄]。

りも、没収の対象を限定しているとも言える。

さらに、アメリカの没収対象財産には、無体物を含むことが、当然の前提とされており¹³¹⁾、この点は、有体物に限ると解されている日本と大きな相違点と言える。

こうした相違は、まさに、没収制度が、その目的や役割をどのように規定するかによって生じたものであり、改めて、日本で、没収制度を抜本的に見直すのであれば、その対象となる範囲には、かなりの幅がありえることを示していると言えよう。

3 没収の法的性質

第3に、代替財産を没収する手続について、再確認を要する。アメリカ合衆国においても、犯罪と関連性が認められる財産の没収がもはや不可能な状況下で、それに代えて代替財産の没収を行うには、代替財産を剥奪される対象者に、没収の根拠が認められなければならない。そのために、代替財産の没収には、対物訴訟ではなく、対人訴訟が必要とされている。ここから、日本では、「アメリカでも、代替財産の没収には、刑事手続が必要とされるのであって、この点では、日本の追徴と大差はない」といった見方が、一般的であったように思われる。たしかに、こうした評価は、連邦レベルの法制度を前提とした場合は、妥当と言えよう。

しかし、本稿で見たように、州レベルでは、民事訴訟においても、対人訴訟の形式を採用するところもあり、現に、対人民事没収を通じて、代替財産の没収が行われている。したがって、まずは、対人訴訟=刑事訴訟という連邦レベルを前提にした誤った認識を取り払う必要がある。さらに、その上で、アメリカと同様、没収の主な目的の1つに、「犯罪は、割に合わない」と犯罪者や社会に知らしめることが含まれるのであれば、その実現のために、刑事没収しか選択にはないという考えは再考を迫られることになる。

131) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第1巻』（青林書院、1991）317頁〔出田孝一〕。

V むすび

本稿では、日本の没収制度を見直す際の有益な示唆を求めて、アメリカ合衆国の没収制度について、とくに、没収の対象財産の性質と範囲に焦点を当てて考察を加えた。そうした考察で明らかになったように、アメリカでは、犯罪の「収益」や「促進財産」などが、対物没収という日本には存在しない仕組みの中で、有罪判決を前提とせずに、没収されている。そのため、有罪判決を前提とした刑罰としての没収では届かない所有者が不明の財産や有罪判決を言い渡された犯罪との具体的な関連性のない財産も、その対象として捕足されている。もちろん、こうした広範な財産を対象にした没収制度は、効果が大きいだけに、濫用への懸念も高まることになる。アメリカ合衆国では、1970年代以降、薬物犯罪や組織犯罪対策として、その適用範囲を急速に広げた民事没収に対して、手続の適正を欠き、過度な罰金に当たる点で、合衆国憲法に抵触するとの批判が高まり、2000年の民事資産没収改革法によって大きな修正が図られた連邦レベルに続いて、州レベルでも、法改正が相次いでいる¹³²⁾。しかし、その一方で、こうした民事没収で用いられている対物没収の仕組みは、薬物犯罪や組織犯罪への対策の強化を図る国際的な潮流の一環として、アメリカ以外の多くの国でも採用されているのも事実である。そうした中で、薬物犯罪や組織犯罪対策の強化の観点から、日本で、同様の仕組みを検討する余地は十分あろう。もちろん、そうした検討には、適正手続を保障し、濫用への歯止めをかける制度への目配りも忘れてはならない。

言うまでもなく、日本の没収制度を抜本的に見直すにあたって、アメリカから示唆を得ることができるポイントは、今回考察した対象財産に限られない。こうした点についての検討も次の課題として取り組みたい。

132) 岩田太郎「米国 米警察が市民から財産奪う『民事没収』の悪用が横行」エコノミスト93巻7号(2015)76-78頁。

【追記】 坂元先生には、先生が同志社大学に着任される前の2010年に学外の公務で一緒にさせていただいて以来、親しく接していただいていた。先生からは、いつまでも変わらず学内外でご活躍されるプロアクティビティ、新しくさまざまな課題に取り組まれるバイタリティ、高度に専門的な問題を、相手に応じて、分かりやすく説かれるフレキシビリティなど、多くのことを学ばせていただいた。先生の古稀に当たり、祝意とともに、これまでのご厚情への謝意を込めて、拙稿を記念号に寄稿させていただく。

本稿は科学研究助成費（基盤C）「没収制度の比較法的・理論的研究」（研究代表・慶応義塾大学法学部佐藤拓磨教授・課題番号20K01354）の研究成果の一部である。